

平成16年11月13日 淀川水系流域委員会様

山岡久和

意見書

まず、琵琶湖の浸水被害の軽減についてですが、淀川流域委員会 第2回ダム・ワーキング(16. 7. 18)資料4-2の47ページまでの内容については、琵琶湖総合開発事業で解決されたと見るべきものと思います。なぜならば、独立行政法人 水資源機構の「琵琶湖周辺のために琵琶湖治水 Q&A」に明快に示されています。内水排除の更なる強化については、国の内水排除の補助採択基準の問題(5年確立、30年確立)であり、かつ、県や市町村の浸水地域に対する土地利用の総合的な判断であります。本当に守らなければならない地域ならば、単独費を出してでも排水施設等を強化しなければなりません。それぞれが、土地利用の現状と、将来性を総合的に判断されたものであり、それが土地所有者の意向をどれだけ汲みいれているかの問題であると思います。

このことをもって、天ヶ瀬ダム再開発計画の主たる理由として河川管理者が河川法の範囲を超えて琵琶湖の浸水被害の軽減を主な理由にするのはおかしいではありませんか。なぜならば、農林水産省や滋賀県および関係する市町村の都市計画部局や住民等と協議された意見・回答がありません。

たとえば、琵琶湖の浸水被害については、琵琶湖の緩やかな水位上昇による湖岸域の洪水被害は主として田畑の冠水であり、人命への影響が危惧される流入河川の急激な氾濫洪水の場合とは別個に考える必要がある。また浸水の可能性がある周辺農地を「遊水地」や野生生物の生息地として借り上げる等、積極的に活用する施策の検討も考えられる。その場合、農林行政での「水田の多目的機能」政策と連携することが必要である。と琵琶湖部会の意見書にあるように私もそう思います。

森や田畑が川に渡すものには、植物の遺骸や、塵や土砂や水等多くのものを補給しているのでありますが、それらのすべてが、琵琶湖に流入し生態系を維持しているわけですから、昔から浸水していた場所を無理やり浸水から守ろうとするよりも、動物の移動、産卵等の大切な区域として、むしろ自然に戻すことをその土地を所有されている人達に理解と協力を求め、代償処置等を考えたり、自然保護団体や魚業組合等とその土地の所在する市町村や県と協議して支援策を考えたり、または、ナショナルトラスト運動やNPO法人を立ち上げるとかいろんなことが考えられるのではありませんか。場合によれば、全国民に訴えてでも別の保存運動を展開する価値のある仕事であると思います。

このことについて、河川法をもって対応していただければ有難いことですが、守備範囲を超えているのではないかと考えられますが、河川管理者の「河川環境の保全」の域で考えるとするならば、たとえば、土地所有者のご了解を得て、河川区域に指定するとかして出来ないのでしょうか。

宇治川については、昭和46年に改定された「淀川水系工事实施基本計画」に基づき策

定されたもので、宇治川の改修規模を毎秒 1,500 立方メートルにするときも、関係府県との協議によるものでありますと言われていますが、これは、天ヶ瀬ダム地点ではないのではありませんか。

平成 7 年 4 月に作成された「天ヶ瀬ダム再開発基本計画」の目的の一つである洪水調節として琵琶湖の水位低下のための瀬田川荒堰の操作がおこなわれている時において、流入量最大毎秒 1,500 立方メートルの放流能力を確保する。となつて、このときも建設大臣から関係府県知事への意見照会に対して、関係知事からは、「同意します」「特段の意見はない」等の意見であった。と記されていますが、「琵琶湖総合開発事業」は、昭和 47 年から始まって淀川水系「工事実施基本計画」は昭和 46 年に改定されているのだからその当時は、天ダムの能力は、毎秒 1200 立方メートル位とおもわれます。その後、平成 7 年に天ダム再計画で毎秒 1,500 立方メートルの放流能力となったものであります。しかしながら、いずれも旧河川法に基づくもので治水・利水が主体の時代であります。そのうえ、かたちのうえでは民主的プロセスとして意見を聞く手続きをとっていますが、今日と違い、中央集権的体制のシステムの中で、「建設省」が行う直轄河川について意見を言える団体などほとんどない時代であります。地方にとっては少しでも治水工事をやっていただき、地域の安全性の向上を高めたい思いと、地域の活性化になると信じて土木工事が先行したのもやむおえない判断とおもわれます。その結果として、無駄な公共事業と言われるものまで含まれることとなつて、一部の人の意見が反映され、住民を川から排除するようなハード事業が生まれ、本当に必要な多くの人々等（サイレントマジョリティ）の意見が反映されていない計画が進められてきたのではないのでしょうか。

この反省にたつて平成 9 年に河川法が改正されました。これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加され、昭和 46 年 3 月の「工事実施基本計画」に代わつて、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後 20～30 年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになったわけであります。

この策定にあたっては、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されたわけです。

河川環境とは、1. 河川の水量及び水質、 2. 河川区域内における生態系、 3. 河川区域内におけるアメニティ、景観及び親水、であり、河川環境の整備とは、自然を活かした川の整備、水質の浄化、親水性の確保等により積極的に良好な河川環境を形成することとあります。

河川環境の保全とは、水質の維持、優れた自然環境や景観の保全、河川工事等による河川環境に与える影響を最小限に抑えるための代償処置等による良好な河川環境の状況を維持することである。と平成 10 年 1 月 23 日付けの建設省河川局の通達で明記されています。しかしながら、基礎案に示されている天ダム再開発計画に伴う塔の島地区の計画は、民主的手続きを得て作成され、多くの市民の合意を得ているかのように書かれていますが、そ

うとも言えません。河川法の改正以後、宇治市では、平成 14 年 3 月には、「宇治市都市景観条例」を議会の議決を得て定め、塔の島地区をシンボル景観と位置づけ、世界遺産周辺一帯の保全と継承を都市景観形成の行動指針としています。まさに、河川環境の保全の対象であります。また、宇治市としての意見を、現在、取りまとめるために、市民に情報を公開して宇治市としての意見を取りまとめているところであります。

治水計画については、洗堰全閉で天ダムの流域について検討していることと、琵琶湖の後期放流の毎秒 1,500 立方メートルの流下能力を前提に流路の確保を検討しているわけですが、毎秒 1,500 立方メートルがだめだと言っているものではありません。この数字が誰もが納得できることが必要ではありませんか。その意味においては現在までの説明では不十分のように感じます。

次に、第 2 回ダムワーク（2）H16.10.31 資料 2 で示されている琵琶湖～宇治川までの流下能力 1,500¹/s 整備についてであります。宇治川 49.8k 地点のシュミレーションが度々でてきますが、洗堰が全開状態の説明だともおもいますが、この状態があるとするならば、上・下流部がこの時どうなっているのか説明がいののではないのでしょうか。天ダムは天端を越流して（ダムの説明では破壊はしないと記憶していますが？）、塔の島地区では、約 2,000²/s が溢れて宇治橋を越流し（流失の可能性あり）、更に JR 鉄橋を洗いながら、平等院あたりを浸水させて商店街を流れ、さらに填島地区を流れ巨椋地区を浸水させていきます。当然、枚方あたりでは想像を絶することになっているでしょう。洗堰の操作は人為的に行うことであり、河川管理そのものであります。つまり河川管理者の責務であります。したがって、49.8k 地点のシュミレーションのように絶対になりません。また、現実問題としてこのようなことが社会的に許されますか？滋賀県知事の発言を引用して意図的に恐怖を煽っているように思うのは私だけでしょうか。

しかしながら流下能力のアップは、内容は別としても上、下流の住民にとっては安全側の行為でありますから、「河川環境の保全」に配慮して是非とも行ってもらいたいことあります。それに伴う堤防の安全確保は、すべての人々が願う最低条件であります。出来るだけ早く全区間を完了していただきたいと願っています。塔の島地区の景観については、あらゆる角度から検討していただき、河川法の趣旨に添って「河川環境の保全」に十分に配慮されることを願うものです。